# 三勝半七の伝と文芸（その二）

沼波　守

この稿は、本研究論集第五巻第一号（昭和三十三年五月）に載せた拙稿の続きである。この稿を書続ぐにあたり、前稿を読返してみたら、大分誤記や誤植があったので、ここに訂正しておく。

一九六頁　一〇行　安永五年（一一七六）は（一七七六）の誤り

一九七　九　その名もともに三勝の下に「と」を補記

一九八　八　元禄八亥年（一七一一）は（一六九五）の誤り

一九九　一　歌国が写したか　は　写したのか　と「の」を補ふ

一九九　一一　中村屋安右衛門の「口上」も皆年号が　の　年号　を削る

一九九　一二　日となってゐるのが　の　のが　以下十五行目の　乍併特別の反証がないからは　までを削り　の　に「簑笠雨談」に十一月とあるのは、ちょっと妙である。さて　と改める。

一九九　一五　控帳の写といふものを　の　を以下十六行目の最初の八字それ　までを削って、写といふものに拠

って　と続ける

一九九　一六　に拠って　の次に　三勝半七心中一件を　を補ふ

二〇〇　二　咽を切相果　を　咽を切、相果　と読点を補ふ

二〇一　五　ほぞの上一寸の　下に　計　を補ふ

二〇三　四　該当する　の下に　もの　の二字を補ふ

二〇三　五　これらの書置が　の「が」以下六行目七行目の全部を削り、に就ては、前に引用した半七から三勝と平左衛門とに宛てた書置の写しの次に、「右書置封のまま御番所へ差上候処、御番所より三かつ親方へ直に被遣候由、親方に有之を写し候写し」とあるから、それと似たやうな経路で、何人かによって写し残されたものであらう　と改める

二〇六　一一　見えず、　のず　以下を削って　ない。と訂正

二〇七　一四　急て申候　の下に　得　を補ふ

二〇九　四　三勝の実弟　の　実　を削る

二〇九　四　これによると　以下行の終りまでと五行目の最初から中頃の　やうである　までを削り　三勝の母は、三勝とまさの助とを連子して、平左衛門に嫁したのか、まさの助は三勝の母と平左衛門との間の子で、三勝にとつては異父同母弟であったのかもしれない　と改める

二〇九　五　そして三勝の　の　そして、の次に　平左衛門は　を補ふ

二一一　八　前述のやうに準拠不明の物である　を削る

二一一　一一　金策不能にあつた事　の次に　三勝は始め心中には不賛成であったが、半七が強硬に主張するの

二一二　一一　で、やむをえず同意した事など　を補ふ
　　と記してゐる　以下は改行
二一五　圖　△木茶や　は　水茶○や　の誤り
二一七　一四　△記して馬琴　の　て△　は　た○　の誤り
二一七　一五　版白縁齋　の「版」の下に読点を補ふ　即　版、○白縁齋　とする
二二一　一　半七は度々大阪に来て、の下に　長町一丁目の中村屋を定宿として　を補ふ
二二一　一　滞在もしたであらうし、の下に　ここは三勝の長町四丁目とは近い所であるから　を補ふ
二二一　六　かくなりはてて、まゐらせ、の「て」を一つ削る
二二一　一五　見当らないので、は　ない　で切つて、以下を削る。即ち　見当らない。とする

三勝の職業については、馬琴が「簑笠雨談」に

大坂長町といふところは、傘張多く住り。三勝が家なりしといふ傘屋、長町東側中程にあり。みのやは芸子の店の名也。故に一名を笠屋といふよしいへり。これ全く附会の説なるべし、雑劇にて笠屋三勝と作りかへたるは、慶長（一五九六―一六一五）のころ女舞大頭の座元なりし笠屋三勝を擬したるなり。（以下女舞ノ笠屋三勝ノ考証ガアルガ略ス）亦茜屋半七といふものと不義の死をなせし三勝は、〔割註〕大坂かこや町額風呂次郎左衛門がかゝえなりし小さんと時を同くせしお三といへる湯女なりとぞ。」しかるを歌舞伎狂言には、むかしの笠屋三勝が高名をかりて、笠屋にみのや対もよく、その名もともに三勝といへば、狂言作者のはたらきにてかくは作りなしたるを、後人笠屋三勝が事迹を考ず、戯文の説に泥みて、三勝が家は長町の傘屋なりしなどといふ附会の説をなすにこそあらめ。（下略）

と記してゐる。これによると馬琴を案内した人は三勝を芸者だと云ったが、馬琴は湯女だとの説を持してゐるらしい。

「南水漫遊」初篇二の巻、「小三金五郎説」の条に、

或人大和国五条茜屋半七といふものと相対死せし三勝も、大阪かごや町額風呂のかゝえにて、小さんと時を同じくせしお三といへる湯女也といへるは忘（妄ノ誤カ）説にして、三勝半七の事は三の巻に記す。金五郎の歿年元禄年間とは見ゆれ共、いづれの年ともさだかならず。三勝半七の心中は元禄八年乙亥十二月七日にて、額の小三も同時とあれば、金五郎の歿年も元禄八年歟。

とある。右の「或人」とあるのは馬琴の事らしい。といふのは同書初編四の巻「三勝半七墓」の条に、前に引いた「簑笠雨談」の殆んど全文を記してゐるからである。「忘（妄）説」といふのは、三勝がかごや町額風呂の湯女であったといふ事を指してゐるらしいが、その証拠を挙げてゐないので、何に拠っての言であるかは解らないし、湯女でなくて何であったかといふ事も記してはゐない。

西沢一鳳は「伝奇作書」続編中の巻、「簑笠雨談の齟齬」の条に、

三勝の親もとは長町四丁目の美濃屋なれど島の内笠屋を仮店にして垢摺女なり。故に笠屋三勝なり。何もむづかしき訳あるにあらず。

と記してゐるが、三勝が笠屋の垢摺女だとの根拠は挙げてゐない。そして此の条は、「南水漫遊」初編二の巻の、「六軒町小夜格子」、「小三金五郎説」の概略を記したやうな文であり、馬琴など江戸の人がよくも知らぬ京摂の

ことを書くのは片腹痛いなどと相当感情に走つた趣が見える文である。この一鳳は「脚色余録」三編上の巻、「大頭起三勝の弁惑」の条に、

大阪にて浄瑠璃小歌に諷ひし半七に馴染たる三勝といふ者、此株（女舞ヲイフ）の内なりといへるは大なる誤り也。夫は簑屋三かつといひし者也。今按ずるに、其みのや三勝も女舞のまねびをして田舎廻りなどして、大和の国に下り、茜屋半七と密通して浮名を請たるものなるべし。世人附会の説を実と思へる人に虚誕のむねをしるし侍る也と云々。（以上ハ「歌舞妓事始」ノ文ヲ引イタノダトアル）予が作書（伝奇作書ノコト）三勝が伝と読合すべし。

とある。かやうに三勝の職業は

田舎廻りの女舞　「歌舞妓事始」

芸　者　　馬琴を案内した人の言

湯女（垢摺女）　「簑笠雨談」、「伝奇作書」

とになるが、何れも確証を挙げてゐないので、どれが真実であるかは、これだけの記事のみでは判断し難い。

伊原敏郎氏の「歌舞伎年表」の「京阪其他の部」の元禄八年の条に

十二月七日、三勝半七の情死。

岩井座は江戸より市川団四郎を抱へ、思はしからぬ年なりしを、すぐにこれを演じ、「茜の色揚」。半七（杉山勘左衛門）三勝（花井あづま）今市善右衛門（三原十太夫）みのや平右衛門（座本半四郎）三勝母（熊本伊左衛門）。冬より春まで持越し、百五十日の当り。

との記事がある。この「茜の色揚」が三勝事件を扱つた最初の作であらうが、この作の内容が不明なので後作と

の関係を知り得ないのは残念であるけれど、今まで記した実説にはなかった今市善右衛門といふ役名がこゝにあるのは注意すべき事であるし、実説ではみのや平左衛門であったのが、これでは平右衛門である。

この芝居の好評であつた事は、「百五十日の当り」の記事だけでも端的にわかるが、なほ元禄十一年（一六九八）刊の浮世草子「新色五巻書」の四の巻、「対島の舟長情の命」の話の中に、五郎兵衛の女房お吉が久保山十右衛門と一緒に、この岩井半四郎座の「茜の色揚」を見物して感激の余り、三勝等の心中した千日寺の火屋の背後で死なうとしたといふ条があるのも、この芝居好評の裏付けとなる事であらう。この非常な好評は脚色演技の勝れてゐたせゐによるのでもあらうが、最近実際に、然かも芝居小屋に近い場所で行はれた事件だといふところに当時の観客の好奇心を煽つた事も、この大入の原因の一つであらうと思はれる。

前記の浮世草子「新色五巻書」二の巻には「心中あかねの染衣」と題して三勝事件が載つてゐる。これが此の事件を扱つた小説の最初の作であらう。そしてこの作は「茜の色揚」の大入続きに刺激されて作られたものであらうかとも思はれる。この作は、一、和州五条の芝居。二、二年越の口説。三、今市の銀。四、美濃屋が座敷。五、心中名取り川。の五章から成ってゐる。その大筋は、

三勝は幼少の時母に別れ、美濃屋平左衛門に養育せられ、今では女舞の花形太夫で、平左衛門が勧進元となって諸国を興行して廻ってゐる。三勝には人知れず深く契った大和五条のあかねや半七といふ男がある。大和五条での興行では大分儲ったので、平左衛門は大阪へ帰って新しい家を買った。そしてまた中国方面へ旅興行に出た。たまたま宮島での興行中に盗人に所持金から衣類まですっかり盗まれてしまって、はふ〳〵の態で大阪へ引返し

て来た。大阪へ帰ると諸方から掛取りが催促に来るが払ふ金は無し、にっちもさっちもならぬ。三勝はこれを気に病んで臥してしまふ。途方にくれた平左衛門は、家を売って支払を分算してすまし、長町六丁目に立退き細い煙を立てゝゐるが、その生活費も半分は半七からの助力である。そのうちに三勝の病気も治った。三勝に横恋慕してゐる下市の善右衛門といふ男がある。この男が訪ねて来て、平左衛門に資金は自分が出すからもう一度興行してみろと勧める。平左もその気になり、善右衛門の云ふまゝに、丁銀三貫八百五十目、支払ふ事が出来ない時には娘三勝を渡すとの証文を入れて銀子を借り、興行を始めたが散々に失敗してしまった。善右衛門からは貸銀返済の催促がくる、三勝は半七方へ事情を告げた銀子無心の状を飛脚に持たせてやる。善右衛門は自身に平左方へ来て強硬に返済を迫る。結局明後日まで待て、それまでに銀子工面出来ねば証文通りに三勝を渡すといふ事になった。一方五条の半七は父親の死後家を継いで廿五年、常に大阪へきては野郎女郎相手に放蕩三昧、遂に資産を蕩尽して所の住ひもなり難く武蔵へ立退かうと心を定め、せめて三勝の顔を見てからと、大阪へ向ふ途中暗峠で三勝の使の飛脚と出合い、同道して馴染の長町の中村屋へ行き、三勝を呼寄せ、一部始終を語り、千日寺の火屋のうしろで、半七の羽織を下に敷き、互の上着の褄と褄とを結び合って見事に心中を遂げた。三勝心中と聞いて美濃屋一家驚いて来てみると、三勝から平左衛門に宛てての書置が残してあった。

といふのである。右のうち最期の時に半七の羽織を下に敷いたとあるのは、前号に引いた下難波村庄屋甚左衛門が村年寄三人と連署で、代官辻弥五左衛門配下の検使役人関戸、渡辺両人宛に差出した「覚」の中に

一、木綿茶色布子　但し是は二人の者下に敷居申候

とあるのに当るが、「三勝心中」の歌祭文にも

羽織打敷き坐を組みて褄と褄とを結びつつ

とあるのと同じである。また褄を結び合せた事は、この祭文にもあるが、「落葉集」にある踊音頭之部の「三勝心中」にもあって

笠屋三勝、袱紗を出して、褄と〳〵をしっかと括る、男涙をはらりと流し扨てはそなたを殺して置いて、逃げも走りもせうかと思うて、褄を括っておきやると見えた。おれが心はさうではないにと、取りつけなけば、三勝涙にくれながら、何のさうした心でしませうぞいの、たとひ此の世はえい添はずとも、未来は言ふに及ばず今度のな、今度の〳〵こんどの〳〵、つつと今度の後の世までも、女夫（めうと）となって離れぬやうにと、思ふ心で括って置いた、

と、その意味が説明されてゐる。この「心中あかねの染衣」では

互にうはがへのつまをくゝりやいしは、二世まで結ぶといふ深心にてぞ有べし。

と踊音頭の意味と同様になつてゐる。

「心中あかねの染衣」に就いて考察するには、先づこの歌祭文と踊音頭について述べておく必要があらう。

三勝の歌祭文は、故高野辰之博士の「日本歌謡集成」巻八に収録されてゐる「新編歌祭文集」中に載ってゐる。この「新編歌祭文集」は主として故黒木勘蔵氏が諸書から輯められた物だとの事で、その歌祭文集の二番目に載ってゐる。上下に別れ、上は「三勝心中」、下は「三勝半七別れの鐘」と題してある。その大意は

大阪長町に住む笠屋の娘で舞の三勝は、大和五条の茜屋の半七と深く契ってゐたが、今市善兵衛から、我身を

書入にして四貫五百目借りたが、銀が出来なきやその身をと迫られるので、半七に相談しようと駕籠に乗つて大和へと急ぐ途中、平野出口で、大阪へ来る今市善兵衛に出合ひ、無理に長町へ引戻された。ある日半七が三勝を訪れた。三勝が喜んで危急を半七に訴へた。半七も勘当されてきたので銀子はどうにならぬ。さらば心中をと、千日寺の墓のうしろで、「羽織打敷き坐を組みて褄と褄とを結びつつ」千日寺の「晨朝の回向の鐘」を聞きながら刺違へ、さいたら畑の露霜と消え果てた。

といふのである。これでは借金は四貫五百目貸主は今市善兵衛、三勝の親の名はないが、心中の場で、

娘おつうは我が乳房、尋ねさすりて寝入りしが……母様恋し懐しと、尋ね焦れん不便やと、声も惜まず泣き沈む。

とあって、実説三勝の書置にあった「おつま」が「おつう」となって見えてゐる。心中の季節は、「難波、名高き紅葉笠、……我と広げし長町の、涙の時雨に被る笠や」とか、「笠屋をさして北時雨」とか、「さいたら畑の露霜」といふ句があるので、冬だと思はせるだけで明確な記述はない。三勝が平野口で今市善兵衛に出逢ふ条は、「あかねの染衣」の半七が暗峠で三勝の使ひの者と出逢ふ条のもとであらう。

踊音頭の「三勝心中」の載ってゐる「落葉集」は巻末に「甲申元禄十七歳三月吉日」（一七〇四）と刊行の期日が記されてゐる本であるが、元禄十七年は三月十三日に宝永と改元されてゐるから、成版は前年の元禄十六年の事だと思はれる。編者は大木扇徳、当時流行の歌謡を集めたもの、「三勝心中」は巻五の「踊音頭之部」の五に出てゐる。作者は蔦山四郎兵衛、高野辰之博士の「日本歌謡集成」巻六に収録されてゐる。その大意は

三勝は身を書入れの金の為に女房になれと強請せられる。半七に相談したら、二人の仲が親に洩れたので不首

尾になり、金の才覚は出来かねるから自分は死ぬ。そなたは金の代りに相手の男と添へといふ。三勝は半七の脇差を抜いて死なうとする。半七それならば一緒にと千日寺の火屋の東のさいたら畑で、半七が三勝を殺し、続いて自分も咽笛かき切つて死んだ。

といふので、これには借銀の額もなく、貸手の名前も見えず、三勝の親の名も記されてはゐない。歌祭文にあった「おつう」はこれにも見え、

夫婦一緒に千日寺の、鐘の響に夜は何時ぞ、八つでもあろか、いつもおつうが目を開く時分、母よ〳〵よと尋ねて泣こが、死する命は惜しからねども、流石親子の別れの絆、切るに切られぬ事こそ悲しと、……はや晨朝の回向の鐘のあら有難や、いざや最期を急がうと言うて、火屋の東のさいたら畠、露か時雨か身をしる雨か、笠屋三勝袱紗を出して、褄と〳〵をしっかと括る。

の辺、歌祭文と同巧である。歌祭文では情死の時が明記されてゐないが、これでは

笛かき切って過ぎし亥の年、霜月七日霜と消え行く

と記されてゐる。「亥の年」は元禄乙亥八年の事である。実説の届書には十二月となってゐるが、これではどういふものか「霜月七日」となってゐる。情死の時を十一月七日と伝へるのがあるのも、もしかしたら、この詞あたりから出たのではあるまいか。

扨以上歌舞伎の「茜の色揚」、浮世草子の「新色五巻書」の「心中あかねの染衣」、歌祭文の「三勝心中」、踊音頭の「三勝心中」と、四種の作品を挙げたが、「茜の色揚」だけは詳しい内容はわからぬけれど、他の三種は

前記のやうに大筋に於ては大同小異で甚しい差異は認められない。これは事件直後か数年後の作であるため、大体事件の噂話の儘に綴って、甚しい潤色を加へる事がなかったが為であらう。それは事件のあった当時の人々としては、知り度いのは事件の真相であって、虚構の作話ではないから、余りに甚しい潤色は反って人々の興味を引く事にはならない。故に作者達はなるべく事実に近く近くと筆を採ったからであらう。そうとしてみれば、歌舞伎の「茜の色揚」も、他の三編に比してそんなに異った筋でもなかったらうと推量される。そしてこの四つの作品の成立の前後といふ事になると、俄には判定し難い。

先づ「茜の色揚」は「すぐにこれを演じ」とはあるが、いくら早くとも十日間か二十日間の間はあったのであらう。近松門左衛門の「曾根崎心中」は事件が元禄十六年四月、上演は同年五月七日。赤穂浪士の吉良邸討入りが元禄十五年十二月、死を賜ったのが十六年二月四日。この事件を江戸中村座で芝居に仕組み「曙曾我討入」と外題して上演し三日で差止められたと伝へられてゐる芝居が、十六年の二月十六日の上演だとの事である。これらの事を考合せてみても、「すぐに上演」といふ事は、同じ十二月のうちに位の意味と解すべきであらう。歌祭文はその制作年月は知られないのが普通であるが、その性質上事件後早ければ早い程いゝし、歌舞伎よりは準備期間も短くてすむから、もしかしたら祭文の方が早く、「茜の色揚」は祭文の影響をうけてゐるのかもしれない。

「新色五巻書」は元禄十一年の刊行とはいへ、この巻の「心中あかねの染衣」はそれ以前に書かれたとは知られるが、九年か十年かはわからない。併し同じ「新色五巻書」五の巻「対馬の舟長情の命」の編に、久保山十

右衛門が亥の年卯月に船出して朝鮮に渡り、帰国してお吉と岩井座で三勝心中の芝居見物をするとある。この亥の年は元禄八年乙亥の年で、岩井座見物は翌年の元禄九年の事らしい。してみるとこの編は元禄九年の半頃以後の執筆らしいし、作者（この書では蘆仮葺与志と署名してゐる）西沢一風は岩井座の「茜の色揚」を見物したのじやないかとも想像はされる。とはいへこの巻の「心中あかねの染衣」が元禄九年の執筆とは定められない。多分その頃の執筆であらうと考へるのは大きな誤りではないとは思はれるけれど。そして「心中あかねの染衣」は作者一風が「茜の色揚」見物以後の作で、「茜の色揚」から多少の影響を受けたのではあるまいかといふ想像も可能かと思はれるけれど、これとても必ずさうだとは断定出来ない。

蔦山四郎兵衛作の踊音頭「三勝心中」にしても、此曲を収録してゐる「落葉集」が元禄十七年三月の刊行だからといって、それ以前の作だとは云はれるけれども、何年の作といふ事は解らない。しかしこれには

過ぎし亥の年霜月七日霜と消え行く

といふ句がある。「過ぎし亥の年」とは元禄八年乙亥の年をさして居る筈である。歌祭文には何の年とも明記がないのは、事件後間もなくの事であるから何年と知らせる必要がないからであると思はれるし、この踊音頭に年を明記したのは事件から相当の月日が、或は数年が経ってゐたが為であらうかとも考へられる。

以上の推定に拠って、一、歌祭文の「三勝心中」、二、歌舞伎の「茜の色揚」、三、浮世草子の「心中あかねの染衣」、四、踊音頭の「三勝心中」、といふ順に出来たとみても、大した誤はないやうに思はれる。かうした推定の下に考へてみると、実説といふ記録には見えなかった今市善兵衛という銀子の貸主の敵役の名が歌祭文にみえて

ゐる。「茜の色揚」には今市善右衛門の役名がある。多分歌祭文の善兵衛と同様な役柄であったのであらう。浮世草子の「心中あかねの染衣」では下市の善右衛門となつてゐる。しかしその中の三章目には「今市の銀」と題しながら、その人は下市の善右衛門であって、全編中に今市の語はこの題以外には見えてゐない。この事は一風が歌祭文の「三勝心中」や歌舞伎の「茜の色揚」にうつかり引かれて今市と題したのではあるまいか。さうとすれば一風が歌祭文や「茜の色揚」を見てゐたという証拠になるであうら。一風が本文中に於いて下市善右衛門としてゐる。その下市の名は、吉野川に沿った五条からは数里東に離れた地で、同じく吉野川に沿った上流にある地名の下市であらう。吉田東伍博士の「大日本地名辞書」下市の条に

本邦にて手形流通の事は、和州下市を以て始とすべし。下市には南北朝の末っ方より一種の流通手形起れり。此地毎月六次の市立ありて百貨を交易売買するに、銭にては持運びに不便なりとて、有徳の商人銀目を紙にかきつけ、切手と名つけて発行せるに濫觴す。

とある。実際には下市某であつたけれども、祭文や歌舞伎では事件にも直ぐ近い時ではあるし、敵役だから下市の名を憚つて、似た名の今市と故意に改めたのを、一風が年月も経つた事でもあるので、下市と実際に引戻したのかとも思はれるし、今市も仮名の事だから五条の地に近いし、しかも手形流通の最初の地だといふので、下市の名を借りたのかとも思はれる。

半七が茜屋といつた事は、前号実説の条に記した半七の宿つた中村屋安右衛門から死骸を受取り度いとの願書に

私方常々宿仕候に附参候処大和国五条赤根屋半七と申もの当月五日に参罷在候処

とあるので明白であるし、歌祭文にも

恋と意気地を染分に、薄き茜屋半七が心中浮名の物語

の句があり、浮世草子の「心中あかねの染衣」の一の章に

あかね屋の半七となれ染しは、いつの頃よりぞ。

とあり、蔦山の「三勝心中」にも

さして知るべき田舎人、あかね半七三勝が

とあつて、歌舞伎のは役名ではたゞ半七とだけではあるが、外題が「茜の色揚」といふところからやはり「あかね屋半七」か「あかね半七」であったらうと思はれる。かやうに四書ともに実名「あかね屋半七」を用ひてゐる。

半七の職業については前号に引用した辻弥五左衛門の控帳の写しでは不明であるが、前記歌祭文の「恋と意気地を染分に薄き茜屋」の句、歌舞伎の「茜の色揚」といふ外題、浮世草子の「心中あかねの染衣」といふ題や、「恋の色衣染ちらすあかねやの大臣」の句は皆半七が染物屋であつた事を暗示してゐるかと思はれる。これらが前号で、私が南木芳太郎氏の「あかね染」を業としてゐたであらうとの説に左祖した一因である。半七がもとは相当の資産家であったが、当時銀子に困ってゐた事は、歌祭文では勘当されたが為で、「心中あかねの染衣」では半七自身の放蕩の為めに、踊音頭では三勝との中が親に知れたのでと、原因はまちまちではあるが、銀子に不

自由していた事は同様で、これ亦前号の半七や三勝の書置に見られるのと同じ事である。

三勝の書置にみえた「おつま」は、歌祭文にも踊音頭にも共に「おつう」となつてゐるが、幼少で、死んでゆく三勝が心残りであつた事は書置と同様、そして半七の子だと思はれる節のない事も同じである。これが後の作では半七と三勝との間の子といふ事になるのではあるが。

美濃屋三勝が笠屋三勝となつてゐるのは歌祭文と踊音頭とで、「茜の色揚」は美濃屋らしく、「心中あかねの染衣」も美濃屋である。この事と、前に引いた心中の時のおつうに対する三勝の悲嘆、褄を結び合せた事、千日寺の晨朝の回向の鐘等によつてみると、歌祭文と踊音頭との二曲間には深い関係があるらしい。褄と褄とを結び合せた事は「心中あかねの染衣」にも見えてゐるので、当時実際にさうした噂があったのかも知れない。

三勝を女舞としたのは歌祭文と「心中あかねの染衣」で、就中「あかねの染衣」の一「和州五条の芝居」の章で、三勝が切の夜討曾我を舞ふところの扮装は、

切の夜討曽我は、三勝赤地の錦のひたゝれ、紫の大口しとやかなる切まく、天冠の光芝居に移り、

とあって、馬琴が「簑笠雨談」に昔の女舞について、

大鼓にあはせてこれをまふ。舞の打扮は天冠をいただき、狩衣を穿大口をはく。これを女舞大頭と名づく。

と記してゐるのと略同様である。鼓で舞ふことも「あかねの染衣」にある。してみると、馬琴が「簑笠雨談」に

むかしの笠屋三勝が高名をかりて、笠屋にみのや対もよく、その名もともに三勝といへば、狂言作者のはたらきにてかくは作りなしたるを、

の言を、西沢一鳳はひどく反対してゐるが、私は一概に捨てたものではないと思ってゐる。

「あかねの染衣」の作者一風は、実際の三勝が残した書置を、人の噂で聞いてその内容を知ったか、またはその写しでも見たかは知らないが、三勝の書置に可成感動したのではないかと思はれる。そこで「あかねの染衣」の最後を三勝の書置で結んだり、「対馬の舟長情の命」で、岩井座の芝居を見たお吉をして、

三勝がいさぎよい心中をみては

と云はせたりしてゐるのだと思はれる。この「いさぎよい」は、三勝が半七への義理に殉じた行動に対する言であらうと思はれる。そうとすれば「茜の色揚」の詳しい内容は不明であるけれど、三勝の立場に重点を於いて脚色されてゐたのじやあるまいかとの想像はしてもよからう。

「あかねの染衣」の最後の平左衛門にあてゝの三勝の書置は、三勝が幼少にて母におくれて孤児となつたのを、平左衛門に引取られて養育せられた恩も報いずに死ぬ事を、返す〳〵詫びたもので、情理をかね備へて三勝の心中を遺憾なく吐露したものではあるが、さすがに「南水漫遊」にある三勝の遺書の写しのやうに人に迫る力がないのは、やはり作り物のせゐであらう。三、「今市の銀」の章で、善右衛門に口説かれた三勝が、「母あればこそいやな事すれ」と言ってゐるのに、この書置では、「わたくしの御事、幼少にてちぶさにおくれみなし子の」とあるのはどうした事であらう。もしかすれば書置の「ちぶさ」は実母、善右衛門への言葉の「母あればこそ」の母は養母との意味かも知れないが、さうした経緯はどこにも記されてゐない。いづれにしても作者の不注意であらう。

この「あかねの染衣」も、歌祭文の「三勝心中」も、踊音頭のも、皆三勝が中心に作られてゐるのは、当時の人々の同情が三勝に厚かつた事の反映であると私はみたい。

美濃屋平左衛門の名は、歌祭文や踊音頭にはみえず、「茜の色揚」で平右衛門（コノ右ハ左ノ誤植カモ知レナイ）の役名がみえるのと、「あかねの染衣」に出てくるだけである。「南水漫遊」の三勝の遺書に拠ると、余りいゝ人間ではないやうに思はれるが、「あかねの染衣」ではさして悪辣な人間には書かれてゐない。寧ろ凡庸な人間に描かれてゐる。これは後世のやうな複雑な構成を弄さない当時の作風から、中心人物の三勝に重点をおいて、平左衛門をまで種々働かせる必要がなかったからでもあらうし、実際には評判が悪い人間であったので、また時日も近い時の事だから、悪く書く事も憚られて、余り平左衛門の事には触れないで、そつとしておいたからでもあらうかとも思はれる。

（未　完）

昭和三十五年十月　（本学教授　国文学）